



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 人事委員会規則

- \*40 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1
- \*41 営利企業等の従事制限の許可の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1
- \*42 職員の退職管理に関する規則 ..... 2
- \*43 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則 ..... 5
- \*44 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 9
- \*45 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ..... 13
- \*46 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則 ..... 14

### ○ 人事委員会告示

- \*5 平成6年和歌山県人事委員会告示第3号（不利益処分についての不服申立てに関する書面の様式を定める規程）の一部改正 ..... 14

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第40号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年和歌山県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

### 和歌山県人事委員会規則第41号

営利企業等の従事制限の許可の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

営利企業等の従事制限の許可の基準に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限の許可の基準に関する規則（昭和26年和歌山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「営利企業等の従事制限」を「営利企業への従事等の制限」に改める。

第1条中「以下」を「昭和25年法律第261号。以下」に、「基き」を「基づき」に、「営利企業等の従事制限」を「商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）における地位及び営利企業への従事等の制限」に改める。

第2条第1項中「基き」を「基づき」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号及び第2号中「虞」を「おそれ」に改め、同条第2項中「基き」を「基づき」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第3条中「前条の基準」を「同条の基準」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第42号

職員の退職管理に関する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに職員の退職管理に関する条例（平成28年和歌山県条例第20号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者等)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者及び法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（法第38条の2第1項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）

(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
- (2) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社
- (4) 沖縄振興開発金融公庫
- (5) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項及び第60条第5号の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号。以下「管理職手当規則」という。）別表第1の支給区分が1種の職（部長を除く。）
- (2) 警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号。以下「警察職員給与規則」という。）別表第2の2の支給区分が1種の職（警察法（昭和29年法律第162号。以下「警察法」という。）第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が就いている場合に限る。）

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者等)

第7条 法第38条の2第4項及び第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条各号に掲げる職（以下「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者又は地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者等)

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者及び法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び第4条各号に掲げる法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第10条 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと预料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第11条 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職

- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間（再就職者が内部組織の長等の職又は第14条各号に掲げる職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項  
（再就職者による依頼等の届出の手續）

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容  
（部長又は課長に相当する職）

第14条 法第38条の2第8項及び第60条第7号の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 管理職手当規則別表第1の支給区分が2種から5種までの職
- (2) 教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）別表第2の支給区分が1種から4種までの職
- (3) 警察職員給与規則別表第2の2の支給区分が1種から4種までの職（警察法第56条第1項に規定する地方警務官が就いている場合を除く。）
- (4) 企業職員の給与に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号）別表第1の支給区分が4種の職  
（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者等）

第15条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者及び法第60条第7号の部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（管理又は監督の地位にある職員の職）

第16条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、内部組

織の長等の職（第6条第2号に掲げる職を除く。）及び第14条各号に掲げる職とする。

（任命権者への再就職の届出を要しない場合）

第17条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
- (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合

（任命権者への再就職の届出）

第18条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の所属及び職名
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会規則第43号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成6年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第47条」を「第52条」に、「第31条」を「第34条」に、「第32条」を「第35条」に、「第48条―第50条」を「第53条―第55条」に、「第51条・第52条」を「第56条・第57条」に、「第53条―第56条」を「第58条―第61条」に、「第57条―第64条」を「第62条―第69条」に、「第65条―第69条」を「第70条―第74条」に改める。

第1条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。

第2条第1号中「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3号中「不服申立人」を「請求者」に改める。

「第2章 不服申立て」を「第2章 審査請求」に改める。

第5条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第2項及び第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

第6条の見出し中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「請求者」に改め、同項第10号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項

に次の1号を加える。

(11) 法第49条の3に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の経過後において審査請求する場合には、第8条第2項に規定する正当な理由

第6条第2項中「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「請求者」に改める。

第7条の見出し中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条中「不服申立書」を「審査請求書」に、「及び添付書類並びに処分の内容、不服申立人の資格及び不服申立ての期限等について調査し」を「並びに添付書類の有無及び添付書類があるときはその内容について点検・審査し」に改め、同条ただし書中「ただし、」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第3号中「法第49条の3に規定する期間」を「審査請求期間」に改め、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「その提出期限後」を「審査請求期間経過後」に、「天災その他やむを得ない」を「正当な」に改め、同項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、「郵便」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（第70条第1項において「郵便等」という。）」を加え、「不服申立期間」を「審査請求期間」に、「郵送」を「送付」に改める。

第9条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第10条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「請求者」に改める。

第11条第1項中「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第12条第1項及び第2項中「不服申立人」を「請求者」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「請求者」に、「あてて」を「宛てて」に改め、同条第5項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「請求者」に改める。

第13条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「請求者」に、「裁決又は決定（以下「判定」という。）」を「判定」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項及び第4項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第14条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「請求者」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第16条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「不服申立人」を「請求者」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第34条第2項（第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づき審理が終了されたとき。

第16条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第17条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「請求者」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「請求者」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「請求者」に改める。

第18条第2項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「請求者」に改め、同条第4項中「円滑迅速」を「円滑かつ迅速」に改める。

第19条第1項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第69条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条を第74条とし、第66条から第68条までを5条ずつ繰り下げる。

第65条第1項中「郵送」を「郵便等」に改め、同条を第70条とする。

第64条中「第53条第1項」を「第58条第1項」に、「第55条第1項後段」を「第60条第1項後段」に、「第59条各号」を「第64条各号」に、「第57条」を「第62条」に改め、「同項第3号」の次に「並びに同条第2項及び第3項」を加え、「法第49条の3」を「審査請求期間」に、「第58条」を「第63条に定める期間」に改め、第8章中同条を第69条とし、第63条を第68条とし、第62条を第67条とする。

第61条中「第57条各号」を「第62条各号」に改め、同条を第66条とし、第60条を第65条とし、第59条を第64条とする。

第58条中「当事者が、前条に掲げる理由があることを知った日の翌日から起算して30日以内になければならず、判定書の送達があった日の翌日から起算して6月を経過したときは、することができない」を「判定のあった日の翌日から起算して6月以内になければならない」に改め、同条を第63条とし、第57条を第62条とし、第7章中第56条を第61条とし、第55条を第60条とする。

第54条中「不服申立人」を「請求者」に改め、同条を第59条とし、第53条を第58条とする。

第52条第1項中「第20条第4項」を「第21条第4項」に改め、第6章中同条を第57条とする。

第51条第1項第1号中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第3項第8号中「その記録」の次に「(証人の尋問において第45条第1項の措置をとったときは、その旨を含む。)」を加え、同条を第56条とする。

第50条中「第24条」を「第25条」に、「第27条」を「第28条」に、「第40条、第42条第3項及び第46条第2項」を「第44条、第47条第3項及び第51条第2項」に、「第43条」を「第48条」に、「第47条中」を「第52条中」に、「第22条」を「第23条」に改め、第5章中同条を第55条とし、第49条を第54条とする。

第48条第1項中「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「第21条」を「第22条」に改め、同条を第53条とする。

第47条中「第22条」を「第23条」に改め、第4章中同条を第52条とし、第43条から第46条までを5条ずつ繰り下げる。

第42条第2項中「第39条第2項」を「第43条第2項」に改め、同条第3項中「第40条第2項」を「第44条第2項」に改め、同条を第47条とし、第41条を第46条とし、第40条を第44条とし、同条の次に次の1条を加える。

(証人の遮へいの措置)

第45条 審査長は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人と証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

2 前項の措置をとるに当たっては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第39条を第43条とし、第38条を第42条とし、第37条を第41条とする。

第36条中「又はその証拠調べ」を「、その証拠調べ」に改め、「認める場合」の次に「又は申立てが故意若しくは重大な過失により時機に遅れてなされ、その証拠調べにより審理の進行が著しく遅延すると認める場合」を加え、同条を第40条とし、第35条を第39条とし、第34条を第37条とし、同条の次に次の1条を加える。

(証拠資料の却下)

第38条 人事委員会は、前条第1項の規定による証拠資料の提出が故意又は重大な過失により時機に遅れてなされ、当該証拠資料の調査により審理の進行が著しく遅延すると認める場合は、これを却下することができる。

第33条を第36条とし、第32条を第35条とする。

第31条第1項中「口頭審理」を「次条第1項の規定に基づき審理」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条を第33条とし、第4章第1節中同条の次に次の1条を加える。

(審理の終了)

第34条 人事委員会は、この章の規定に従い必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、人事委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

(1) 請求者から第26条第1項に規定する反論書又は第28条第2項に規定する書面がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、人事委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。

(2) 請求者及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3 人事委員会は、前2項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

第30条中「ともに」を「共に」に改め、同条を第32条とする。

第29条の見出し中「禁止」を「制限」に改め、「秩序維持」の次に「のための措置」を加え、同条第1項中「その指揮に従わない者の発言を禁止」を「発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限」に改め、同条を第31条とする。

第28条第4項中「第51条第3項」を「第56条第3項」に改め、同条を第29条とし、同条の次に次の1条を加える。

(打合せ)

第30条 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者の一方又は双方と、口頭審理の期日その他審理の進行に関し必要な事項について打合せを行うことができる。

第27条第1項中「第24条及び第25条」を、「第25条及び第26条」に改め、同条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第25条中「不服申立人」を「請求者」に改め、同条を第26条とする。

第24条第1項及び第4項中「不服申立人」を「請求者」に改め、同条を第25条とする。

第23条第1項中「ともに」を「共に」に改め、同条第2項中「提出してしなければならない」を「提出しなければならない」に改め、同条第3項中「指定しなければならない」を「指定し、かつ、当事者にこれを通知しなければならない」に改め、同条を第24条とする。

第22条の見出し中「日時」を「日時等」に改め、同条中「指定し、」の次に「かつ、」を、「当事者に」の次に「これらを」を加え、同条を第23条とする。

第21条第1項及び第2項中「不服申立人」を「請求者」に改め、同条を第22条とする。

第20条第1項中「不服申立人」を「請求者」に改め、同条第2項中「ともに」を「共に」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「請求者」に改め、同条を第21条とし、第4章第1節中同条の前に次の1条を加える。

(審理の計画的進行)

第20条 当事者及び代理人並びに人事委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた不利益処分についての不服申立てに関する規則第1条に規定する処分に係るものについては、なお従前の例による。

(職員の苦情処理に関する規則の一部改正)

3 職員の苦情処理に関する規則（平成17年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
第4条第3項中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求

に関する規則」に改める。

和歌山県人事委員会規則第44号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

支給区分		部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐 又は課長 補佐相当職
		1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	
知 事	本 庁	理 事	監察査察監	局 長	知事室次長	課 長	企 画 員	副 課 長	
		危機管理監	参 事	政策統括参事	行政改革担当参事	旅券事務長	室 長	副 室 長	
		知事室長 部 長 会計管理者	技 監		国際担当参事 生活安全参事 食品安全参事 労働政策参事 参 事	企 画 員 (政策審議課及び医務課に置き、本庁の課長と同等の職務を行う者に限る。)		総括審議員 総括監察査察員 主 幹 分 室 長 総括検査員	
地 方 機 関	共 通						企 画 員	総括専門員 総括研究員 主 幹	
	振 興 局		局 長	局 長 参 事 (東牟婁振興局に置く医療職給料表(1)を適用される者に限る。)	参 事	部 長 (海草振興局地域振興部、那賀振興局地域振興部、那賀振興局建設部、伊都振興局地域振興部、伊都振興局健康福祉部、有田振興局地域振興部、有田振興局健康福祉部及び西牟婁振興局健康福祉部の長に限る。)	部 長 副 参 事 支 所 長 海南工事事務所長 ダム管理事務所長 紀の川流域下水道事務所長 京奈和高速事務所長 国道橋本建設事務所長 湯浅御坊高速事務所長	副 部 長 支 所 次 長 海南工事事務所次長 紀の川流域下水道事務所次長 湯浅御坊高速事務所次長	

東京事務所			所 長		次 長 (本庁の課長と同等の職務を行う者に限る。)	次 長	企業誘致統括員	
県税事務所			所 長 (和歌山県税事務所、紀中県税事務所及び紀南県税事務所の長に限る。)	所 長	企 画 員 (和歌山県税事務所に置くものに限る。)		次 長	
消防学校				参 事		校 長	教 頭	
防災航空センター						所 長		
文 書 館						館 長	次 長	
環境衛生研究センター				所 長			次 長 部 長	
鳥獣保護センター						所 長		
消費生活センター						所 長		
男女共同参画センター				所 長				
動物愛護センター						所 長		
子ども・女性・障害者相談センター				所 長			次 長	
紀南児童相談所						所 長	次 長 分 室 長	
仙 溪 学 園						園 長	次 長	
精神保健福祉センター						所 長		
保 健 所						所 長 支 所 長	次 長 支 所 次 長	
高等看護学院			学 院 長 副 学 院 長			事 務 長	教 務 主 幹	

なご看護学 校						学 校 長		
こころの医 療センター			院 長	事 務 局 長			副 院 長 事 務 局 次 長 部 長 看 護 副 部 長	
難病・子ど も保健相談 支援センタ ー					所 長			
公営競技事 務所						所 長	次 長	
産業技術専 門学院						学 院 長	副 学 院 長	
工業技術セ ンター		所 長		副 所 長			副 所 長 部 長	
世界遺産セ ンター							事 務 長	
農業試験場						場 長	副 場 長	
農業試験場 暖地園芸セ ンター						所 長		
果樹試験場						場 長	副 場 長	
果樹試験場 かき・もも 研究所						所 長		
果樹試験場 うめ研究所						所 長		
畜産試験場					場 長			
畜産試験場 養鶏研究所						所 長		
林業試験場						場 長	副 場 長	
水産試験場						場 長	副 場 長	
農業大学校						校 長 所 長	副 校 長 教 授	

								所 長	
								所 長	
								所 長 次 長	
					参 事			所 長 次 長	
	県 議 会	事 務 局 長		事 務 局 次 長		課 長		副 課 長 総括調査員	
教 育 委 員 会	本 庁			教 育 企 画 監 局 長		課 長	室 長	副 課 長 教 育 企 画 員 主 幹 専 門 員	
	地 方 機 関	教 育 支 援 事 務 所						所 長	
		教 育 セ ン タ ー 学 び の 丘				所 長			副 所 長
		図 書 館						副 館 長	紀 南 図 書 館 長
		近 代 美 術 館						副 館 長	
		博 物 館				副 館 長			
		紀 伊 風 土 記 の 丘						副 館 長	
		自 然 博 物 館				副 館 長			
		県 立 学 校							事 務 長 事 務 長
警 察	本 部					課 長 監 察 官	室 長 セ ン タ ー 長 (運 転 免 許 課 に 置 く も の を 除 く。)	次 席 副 所 長	
選 挙 管 理	本 庁					事 務 局 長		事 務 局 次 長	
	地 分 局						分 局 長		

委員会	方機関								
監査委員会		事務局長				課長		副課長 総括調査員	
人事委員会		事務局長				課長		副課長	
労働委員会		事務局長		事務局次長		課長		副課長	
海区漁業調整委員会								事務局長	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第45号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の款中「会計管理者 国体推進監」を「会計管理者」に、「局長 監察査察参事」を「局長」に改め、同部地方機関の款振興局の項中「近畿自動車道紀南高速事務所長」を削り、同款こころの医療センターの項中「限る。」を「限る。） 副部長（看護部に置くものに限る。）」に改め、同款中

「

産業技術専門学院	学院長 副学院長
----------	----------

」を

「

和歌山産業技術専門学院	学院長 副学院長 企画員
田辺産業技術専門学院	学院長 副学院長

」に改め、

同表教育委員会の部本庁の款中「局長 参事」を「局長」に、「副課長 主任人事主事」を「副課長」に、「給与課」を「給与福利課」に改め、同部地方機関の款教育センター学びの丘の項中「主幹（人事、労務について所長を補佐する者に限る。）」を削り、同款図書館の項及び近代美術館の項中「主幹（人事、労務について館長を補佐する者に限る。）」を削り、同款紀伊風土記の丘の項中「主幹及び教育企画員（人事、労務について館長を補佐する者に限る。）」を削り、同表備考中「職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）」を「職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）別表第1」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第46号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則（昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号から第4号までの規定中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改め、同条第7号中「任用候補者名簿（採用候補者名簿又は昇任候補者名簿）」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿（以下「任用候補者名簿」と総称する。）」に改め、同条第9号中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者（以下「任用候補者」と総称する。）」に、「任用の」を「採用又は昇任の」に改め、同条第14号中せをそとし、モからすまでをヤからせまでとし、メの次に次のように加える。

モ 職員の退職管理に関する規則（平成28年和歌山県人事委員会規則第42号）

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第5号

平成6年和歌山県人事委員会告示第3号（不利益処分についての不服申立てに関する書面の様式を定める規程）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第1条中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「第69条」を「第74条」に改める。

第2条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条の表中「不 服 申 立 書」を「審査請求書」に、

「

不 服 申 立 書 記 載 事 項 変 更 届
----------------------------

」を「

不 服 申 立 書 記 載 事 項 変 更 届
----------------------------

」に、

「不服申立取下書」を「審査請求取下書」に、

第 2 1 条 第 3 項	第 2 2 条 第 3 項
第 2 1 条 第 3 項	第 2 2 条 第 3 項
第 2 1 条 第 3 項	第 2 2 条 第 3 項
第 2 3 条 第 2 項	第 2 4 条 第 2 項
第 2 4 条 第 1 項	第 2 5 条 第 1 項

第 2 5 条 第 1 項	第 2 6 条 第 1 項
第 2 6 条 第 1 項	第 2 7 条 第 1 項
第 2 6 条 第 2 項	第 2 7 条 第 2 項
第 2 7 条 第 1 項 及び第 2 項	第 2 8 条 第 1 項 及び第 2 項
第 3 1 条 第 2 項	第 3 3 条 第 2 項
第 3 3 条 第 2 項	第 3 6 条 第 2 項
第 3 4 条 第 2 項	第 3 7 条 第 2 項
第 3 5 条 第 2 項	第 3 9 条 第 2 項
第 3 5 条 第 2 項	第 3 9 条 第 2 項
第 3 8 条	第 4 2 条
第 3 9 条 第 2 項	第 4 3 条 第 2 項
第 4 1 条 第 1 項	第 4 6 条 第 1 項
第 4 2 条 第 1 項	第 4 7 条 第 1 項
第 4 5 条	第 5 0 条
第 4 6 条 第 1 項	第 5 1 条 第 1 項
第 4 8 条 第 2 項	第 5 3 条 第 2 項
第 5 2 条	第 5 7 条
第 5 2 条	第 5 7 条
第 5 9 条	第 6 4 条

を

に改める。

別記第1号様式中「(第5条第1項関係)」を「(第5条関係)」に、  
 「不 服 申 立 書」を「審 査 請 求 書」に、「殿」を  
 「様」に、「不服申立人氏名」を「請 求 者 名」に、「不服申立て」を「審査請求」に、  
 「不  
 「請  
 服

申 求 に、  
立 者」

人」

処分説明書の交付を受けた年月日 (交付を請求したが交付されなかつたときは、その経緯)	年 月 日	を
---	-------	---

処分説明書の交付を受けた年月日 (交付を請求したが交付されなかつたときは、その経緯)	年 月 日	に、
審査請求期間経過後に 審査請求する場合には、 その理由		

「不服申立人」を「請求者」に改める。

別記第2号様式中「(第6条第3項関係)」を「(第6条関係)」に、「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に、「不服申立書の」を「審査請求書の」に改める。

別記第3号様式中「(第11条第3項関係)」を「(第11条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第4号様式中「(第12条第2項関係)」を「(第12条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人相続人」を「請求者相続人」に、「(不)」を「(審)」に、「の不服申立人」を「の請求者」に、「不服申立人の」を「請求者の」に、「不服申立人」を「請求者」に改める。

別記第5号様式中「(第12条第5項関係)」を「(第12条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人相続人」を「請求者相続人」に、「(不)」を「(審)」に、「の不服申立人」を「の請求者」に、「不服申立人の」を「請求者の」に改める。

別記第6号様式中「(第13条第2項関係)」を「(第13条関係)」に、「不服申立取下書」を「審査請求取下書」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第7号様式中「(第14条第1項関係)」を「(第14条関係)」に、「殿」を「様」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第8号様式中「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第9号様式中「(第17条第2項関係)」を「(第17条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「不服申立人を」を「請求者を」に、「不服申立人が」を「請求者が」に改める。

別記第10号様式中「(第18条第2項関係)」を「(第18条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第11号様式、別記第12号様式及び別記第13号様式中「(第21条第3項関係)」を「(第22条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第14号様式中「(第23条第2項関係)」を「(第24条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に、「不服申立人」を「請求者」に改める。

別記第15号様式中「(第24条第1項関係)」を「(第25条関係)」に、「殿」を「様」に、「(不)」を「(審)」に、「不服申立人」を「請求者」に改める。

別記第16号様式中「(第25条第1項関係)」を「(第26条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第17号様式中「(第26条第1項関係)」を「(第27条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第18号様式中「(第26条第2項関係)」を「(第27条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第19号様式中「(第27条第1項及び第2項関係)」を「(第28条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第20号様式中「(第31条第2項関係)」を「(第33条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第21号様式中「(第33条第2項関係)」を「(第36条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第22号様式中「(第34条第2項関係)」を「(第37条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第23号様式及び別記第24号様式中「(第35条第2項関係)」を「(第39条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第25号様式中「(第38条関係)」を「(第42条関係)」に、「殿」を「様」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第26号様式中「(第39条第2項関係)」を「(第43条関係)」に改める。

別記第27号様式中「(第41条第1項関係)」を「(第46条関係)」に、「殿」を「様」に、「(不)」を「(審)」に、「第26号様式」を「別記第26号様式」に改める。

別記第28号様式中「(第42条第1項関係)」を「(第47条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第29号様式中「(第45条関係)」を「(第50条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第30号様式中「(第46条第1項関係)」を「(第51条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第31号様式中「(第48条第2項関係)」を「(第53条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第32号様式及び別記第33号様式中「(第52条関係)」を「(第57条関係)」に、「殿」を「様」に、「不服申立人氏名」を「請求者名」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第34号様式中「(第59条関係)」を「(第64条関係)」に、「殿」を「様」に、「(不)」を「(審)」に、「第57条各号」を「第62条各号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前にされた不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成6年和歌山県人事委員会規則第2号)第1条に規定する処分についての不服申立てに関する書面の様式については、なお従前の例による。